

「中小企業振興法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

中小企業振興法

(前文省略)

第一条

この法令を「仏暦二五四三年〔西暦二〇〇〇年〕中小企業振興法(プララーチャバンヤット・ソンサーム・ウィサーハキット・カナード・クラーン・レ・カナード・ヨーム)」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報告示日の翌日から施行する。

[注/官報告示日は西暦二〇〇〇年二月一七日]

第三条

この法令において、

「企業(ウィサーハキット)」とは、製造業、サービス業、卸売業、小売業、または大臣が官報で告示したところに基づくその他の事業を意味する。

「基金(ゴートウン)」とは、中小企業振興基金を意味する。

「民間機関(オンカーン・エカチョン)」とは、民商法典または特別法に基づき設立され、全会員の過半数を工業、サービス業、商業を営む中企業または小企業が占める民間の機関を意味し、大臣が官報で告示規定したその他の民間機関も含める。

「事務所(サムナックガーン)」とは、中小企業振興事務所を意味する。

「委員会(カナカマカーン)」とは、中小企業振興委員会を意味する。

「運営理事会(カナカマカーン・ポリハーン)」とは、中小企業振興事務所運営理事会を意味する。

「事務所長(プー・アムヌアイガーン)」とは、中小企業振興事務所長を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、この法令の主務大臣を意味する。

第四条

中小企業とは、省令が規定した雇用数、固定資産額、払込済み資本額を有する企業のことである。

第五条

工業大臣がこの法令の主務大臣であり、この法令に基づく執行のために省令、布告を制定する権限を有する。

その省令、布告は官報で告示した時施行することができる。

第一章

中小企業振興委員会

第六条

内閣総理大臣を委員長、工業大臣を副委員長、大蔵大臣、農業・協同組合大臣、商業大臣、労働・社会福祉省事務次官、科学技術環境省事務次官、工業省事務次官、国家経済社会開発委員会事務局長、投資奨励委員会事務局長、タイ商業会議所代表、タイ工業連盟代表、内閣が任命する一二人以下の有識者を委員、事務所長を委員兼書記とする中小企業振興委員会を設置する。

第一段落に基づく有識者委員は中小企業に係る知識、専門性、経験を有する者でなければならず、民間機関の代表から六人以上が任命されなければならない。

第二段落に基づく民間機関の代表のうち三人以上は地方の中小企業事業者でなければならない。

第七条

有識者委員は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- (一) タイ国籍を有する。
- (二) 破産者ではない。
- (三) 無能力者または準無能力者ではない。
- (四) 最終判決で拘禁刑を受けたことはない。ただし過失罪、軽犯罪を除く。

第八条

有識者委員の任期は一期二年とする。

任期切れ前に有識者委員が離任した場合、または任命済みの委員の任期中に増員のため有識者委員の任命が新たにあった場合、代りに任命された、または増員のため任命された有識者委員の任期は、すでに任命された他の委員の任期と同じとする。

第一段落における任期が切れた時、新有識者委員の任命がまだなされていない場合は、その任期が切れた有識者委員が引き続き新有識者委員が任命され職務に就くまで職務に当たる。

任期切れにより退任した有識者委員は再任されることができ、連続して二度までとする。

第九条

第八条に基づく任期切れによる退任のほかに、有識者委員は以下の時に離任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 内閣が解任した。
- (四) 第七条に基づく資格を失った、または禁止状態にある。

第一〇条

委員会の会議は、全委員の過半数以上の出席をもって成立する。

委員長を会議の議長とする。委員長が会議に不参加、または職務を遂行できない場合、副委員長を会議の議長とする。委員長、副委員長とも会議に不参加、または職務を遂行できない場合は、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、議長とする。

会議の決定は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

第一一条

委員会は以下の権限及び義務を有する。

- (一) 内閣の承認を求めため中小企業振興の政策及び計画を規定する。
- (二) 第三条に基づくその他の事業の形態を規定し、官報告示のために内閣に提出する。
- (三) 第四条に基づく中小企業の形態を規定し、省令制定で内閣に提出する。
- (四) 国内の中小企業の状況に係る報告を内閣に提出し、年に一回以上その報告を一般に公開する。
- (五) 第三七条に基づく中小企業振興行動計画の承認を審議する。
- (六) 第三七条、第三八条、第三九条に基づき、中小企業振興行動計画に沿った行動に関し、政府部門、国家機関、国営企業に助言する。
- (七) 中小企業振興政策及び計画に基づく振興のため金融、財政、租税、その他の面での基準を関係政府部門、国家機関、国営企業に提言する。
- (八) 中小企業振興に係る法律の制定または改訂増補を関係政府部門、国家機関、国営企業に提案する。
- (九) 国内外の中小企業の振興において国内外の政府部門、国家機関、国営企業、民間機関間の協力関係を強化、調整する基準を規定する。
- (一〇) 運営理事会の業務を監督する。
- (一一) 法律が委員会の権限義務と規定したところに基づくその他の職務遂行。

第一二条

委員会はこの法令に基づく職務遂行において、何らかの者を召喚し、審議を構成するために証言をさせる、または証拠を提出させる権限を有する。

第一三条

委員会は、委員会の委任に基づき何らかの遂行をさせるため小委員会を任命する権限を有する。

第一段落に基づく小委員会の職務遂行に第一〇条、第一二条を準用する。

第一四条

この法令に基づく職務遂行において、委員会は事務所、政府部門、国家機関、国営企業、民間機関に対し遂行を委任する、または委員会の審議に付すための案件を準備させることができる。

第一五条

委員長、副委員長、委員、小委員会委員長及び委員は、大臣が規定したところに基づき、会議手当て及びその他の報酬を受け取ることができる。

第二章

中小企業振興事務所

第一六条

「中小企業振興事務所」と呼ぶ事務所を設置し、以下の目的を有する法人とする。

- (一) 経済社会情勢と整合させるため中小企業の種類及び規模の規定に係る原則を規定する。
- (二) 振興を受けるに相応しい中小企業の種類及び規模を規定し、中小企業振興政策及び計画を提言する。
- (三) 関係政府部門、国家機関、国営企業、民間機関間の調整を行ない、中小企業振興実行計画を策定する。
- (四) 国内中小企業の状況を研究し、報告をまとめる。
- (五) この法令の改定、新法の制定、中小企業振興に係る法律の改訂増補または変更について委員会に提言する。
- (六) 委員会及び運営理事会の方針及び決定に基づき基金を運営する。
- (七) 委員会、運営理事会、及び委員会または運営理事会が設置した小委員会の事務を担当する。
- (八) 法律が事務所の権限義務と規定したところに基づく、あるいは委員会または運営理事会が委任したところに基づくその他の職務遂行。

事務所は予算法またはその他の法律に基づく政府部門または国営企業ではない国家機関とする。事務所の事業は労働保護法、労働関係法、社会保障法、補償金法の適用下には置かれない。

第一七条

事務所は第一六条に示されたところに基づく目的の範囲において様々な権限義務を有すると共に、以下の権限義務をも有する。

- (一) 寄付者のいる財産を含めた動産または不動産の調達、権利所有、占有権所有、様々な財産権所有、賃貸、賃借、リース、リース供与、賃貸権またはリース権の移転または移転引受、その他の方法による売却、販売。
- (二) 保証人または担保を有する資金借入または貸付、あるいは投資。ただし中小企業研究・開発・振興の質向上に資するためだけに限定する。
- (三) 中小企業振興のための助成または支援。
- (四) 中小企業振興に資する他者との共同事業、株式会社または株式公開会社への出資。
- (五) 中小企業振興に資する国内外の政府部門、国家機関、国営企業、民間機関との協力。

(六)事務所の目的の範囲内でのサービスに対する報酬またはサービス費の受け取り。その報酬、サービス費に係る条件規定での合意。

(七)事務所の目的の追求に係るその他の行為。

(二)、(三)、(四)に基づく資金借入、資金貸付、投資、基金からの助成または支援実施は、運営理事会が第二〇条(一二)に基づき規定した金額を超える場合には、委員会の事前承認を受けなければならない。

第一八条

工業省事務次官を理事長、予算局長、大蔵省代表、農業・協同組合省代表、商業省代表、投資奨励委員会事務局代表、工業振興局長、委員会が任命する有識者七人を理事、事務所長を理事兼書記とする中小企業振興事務所運営理事会を設置する。

第一段落に基づく有識者理事は、中小企業に係る知識、専門性、経験を有する者で、職位、定時給与を有する公務員ではない者が五人以上いなければならない。

第一九条

第七条、第八条、第九条の規定を運営理事会の有識者理事の任免にも準用する。ただし第九条(三)に基づく退任は委員会の権限とする。

第二〇条

運営理事会は事務所の業務一般の監督責任、管理、運営方針の策定で権限を有し、その権限には以下も含む。

(一)第一六条(一)(二)(三)(四)(五)に基づく事務所の業務認可を審議し、委員会に提出する。

(二)中小企業振興に係る件について委員会及び大臣に提言、意見具申する。

(三)事務所の毎年の業務計画、財務計画、予算を認可する。

(四)事務所の基金運用方針を規定、監督する。

(五)第三四条に規定された事業で使用するため基金の配分を審議する。

(六)事務所の会計、財務に係る規約を制定する。

(七)事務所の業務配分、運営、執行についての規約を制定する。

(八)職員及び雇員の人数、地位、雇用期間、月給水準、賃金、その他の金銭を規定する。

(九)職員・雇員の採用、任命、職位規定、月給・賃金レート規定、月給・賃金改定、離任、職務規定、罰則、罰則への不服申立て、苦情申立て、及び人事運営一般についての規約を制定する。

(一〇)事務所長の選出、事務所長の職務、事務所長の職務代行者への委任についての規約を制定する。

(一一)職員及び雇員の福利厚生についての規約を制定する。

(一二)基金の資金の借入、貸付、投資、助成、支援、または共同事業、出資の原則、条件、方法を規定する。

- (一三) 第三六条に基づく基金マネージャーの権限、経営・運用方法に係る規則を制定する。
- (一四) 基金の出納規則を制定する。
- (一五) 委員会に提出するため基金の出納報告を作成する。
- (五) に基づく基金の配分、及び(一二)(一三)(一四)に基づく規則の制定または改定変更は、委員会の承認を得た時に施行することができる。

第二一条

運営理事会は、運営理事会が委任し職務を代行させるため小委員会を設置する権限を有する。
運営理事会及び運営理事会が任命した小委員会の会議に第一〇条の規定を準用する。

第二二条

理事長、理事、小委員会委員長、小委員会委員は委員会が規定したところに基づき会議手当て及びその他の報酬を受け取る。

第二三条

運営理事会を事務所長の任命者とし、事務所長の月給及び報酬を規定する。このとき委員会の承認及び運営理事会が規定した雇用契約に従う。

第二四条

事務所長は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

- (一) 中小企業に係る知識、専門性、経験を有する者である。
- (二) 事務所に常勤できる者である。
- (三) 職位及び定期月給を有する公務員、政治職者、地方行政体職員、地方議会議員、地方行政者、または事務所の職員・雇員ではない。
- (四) 第七条に基づく資格を有し、かつ禁止状態にない。

第二五条

事務所長の任期は一期四年とする。
任期切れにより退任した事務所長は再任することができるが、連続二期までとする。

第二六条

事務所長は第二五条に基づく任期切れによる退任のほか以下に以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 運営理事会が委員会の承認をもとに解任した。
- (四) 第二四条に基づく資格を欠いた、または禁止状態にある。

第二七条

事務所長は以下の権限を有する。

- (一)事務所の目的、権限、及び運営理事会の方針、規約、規則、決定に基づく事務所の運営。事務所職員・雇員の指揮。
- (二)運営理事会が委任したところに基づく事務所の運営、業務遂行における責任。
- (三)運営理事会が規定した規約に反しない事務所の業務に係る規則の制定。

第二八条

外部の者に係る件において事務所長は事務所を代表し、また何らかの者にその任務を代行させるため権限を委任することもできる。このとき運営理事会の規定した規約に従う。

第二九条

事務所は、事業に適正な、主要業務ごとに分けた、業務種類に基づき正しく、かつ内容及び証拠と共に、事業の現状を示す現金の出納、資産、負債を示した帳簿を有し、定期的な内部監査を有する会計システムを導入し、維持する。

第三〇条

事務所は貸借対照表、営業報告書、損益計算書を作成し、会計監査人に送付する。会計監査人は毎年、一二月三十一日の会計期末から一二〇日以内に会計監査を終了する。

運営理事会が年毎に承認した事務所の会計監査人は監査報告書を作成、運営理事会に提出し、運営理事会はそれを委員会に提出する。

会計検査院は第二段落に基づく監査報告書を検査し、保証する。

第三一条

会計期末から一八〇日以内に事務所は、会計監査人が正しいと保証した貸借対照表、営業報告書、損益計算書、また会計監査人の報告書、前年における事務所の業績を示した年次報告書を作成、運営理事会に提出し、運営理事会はそれを委員会に提出する。

第三章

中小企業振興基金

第三二条

事務所内に以下から構成される「中小企業振興基金」と呼ぶ一基金を設置する。

- (一)政府が配分する初期資本。
- (二)政府が年次予算から配分する助成金。

(三) 基金積み立てのために寄贈された金銭または財産。

(四) 基金の利得または収入。

(五) 基金運営目的で受領したその他の金銭。

政府が事務所に直接配分した(一)に基づく初期資本及び(二)に基づく助成金は、事務所の目的に基づく業務に必要な出費に見合った額とする。

第三三条

基金の収入及び事務所の収入は、この法令で規定されたところに基づく事業での使用のために基金に納入し、国庫法及び予算法に基づき大蔵省に送付しなくともよい。

第三四条

基金の資金は以下の事業に支出する。

(一) 企業の質の向上及び能力向上をもたらす企業または企業グループの創設、改革、事業開発のための中小企業または中小企業グループへの貸付。

(二) 中小企業振興行動計画に基づく業務で使用するための政府部門、国家機関、国営企業、民間機関への支援。

(三) 中小企業の質の向上を伴う創設、事業拡張、研究、開発、振興に係る何らかの業務、共同事業、共同投資、投資への支援金または助成金。このとき委員会の承認のもとに運営理事会が規定したところに従う。

(四) 事務所の業務及び基金運営上の支出。

第三五条

第二〇条(五)に基づく基金の配分についての審議において、運営理事会は第三七条に基づく中小企業振興行動計画との整合を考慮する。

基金の支出が第三四条(一)に基づく中小企業または中小企業グループへの貸付である場合、運営理事会は必要性及び適正に基づき返済期間、利息、担保を規定する。

第三四条(二)に基づく政府部門、国家機関、国営企業、民間機関への支援の場合、運営理事会はその政府部門、国家機関、国営企業、民間機関の中小企業振興行動計画に基づく必要性を考慮すると共に、政府部門、国家機関、国営企業についてはその政府部門、国家機関、国営企業の国家予算の配分または助成金も考慮する。

第三六条

運営理事会は、中小企業振興方針を有するしかるべき金融機関を第三四条及び第四二条に基づく基金の配分において基金マネージャーとして委託することができる。このとき第二〇条(一三)に基づき委員会の承認のもとに運営理事会が規定した規則に従う。

第一段落に基づく規則は第三七条及び第三八条に基づく中小企業振興行動計画と整合していなけ

ればならない。

第四章

中小企業振興行動計画

第三七条

事務所は中小企業振興政策及び計画に基づく行動のため「中小企業振興行動計画」と呼ぶ行動計画を策定し、運営理事会に提出する。運営理事会はその計画を委員会に承認を求め提出する。第一段落に基づく中小企業振興行動計画は委員会が承認した時、大臣が官報で告示する。

第三八条

第三七条に基づく中小企業振興行動計画においては、事務所は関係する政府部門、国家機関、国営企業との調整を通じ、それら政府部門、国家機関、国営企業が権限義務に基づき遂行しなければならないものとして、研究・開発結果に加え、当該問題の経済・社会上の必要性及び条件を考慮し策定する。策定にあたっては適宜、短期計画、中期計画、長期計画のほか、中央計画、地方計画があるべきであり、以下の件についての計画、プロジェクト、業務、基準から構成されなければならない。

- (一) 地域社会、地方、遠隔地における地域のしかるべき資源の使用を考慮した中小企業の開発。
- (二) 中小企業の質の向上及び能力向上をもたらす改革及び開発のための金融上の支援及び助成。
- (三) 中小企業のための資本市場または金融市場の開発あるいは創設。
- (四) 経営、管理、マーケティング、製造、開発面での中小企業の経営者及び人材の知識能力の開発。
- (五) 管理、製造、人事運営、財務、マーケティング、及びその他関係する応用的管理面における中小企業の管理開発。
- (六) 品質、標準面、形状、デザイン開発、製品梱包面における中小企業の製品開発。
- (七) 国内及び国外レベルでのマーケティング、市場拡大面での振興または支援。
- (八) 中小企業にとって最新かつ適正な技術の振興、研究・開発、移転、最新技術と地域の伝統知との混合または応用。
- (九) 企業経営に係る情報面での支援、通信技術の振興。
- (一〇) 中小企業と大企業間の関係強化及びその支援のための振興。
- (一一) 相互協力または合同事業のための中小企業のグループ化促進。
- (一二) 中小企業振興及び支援目的を有する民間機関の振興、開発。
- (一三) 中小企業の投資及び営業における便宜供与。
- (一四) 中小企業振興、あるいは中小企業の不利または制限解消のための権利及び利益供与。
- (一五) エネルギー及び環境保全面、健康衛生面での学術的な振興支援。
- (一六) 中小企業にとって障害及びコスト増となる規則、規約、プロセス、方法、執行方法の改定。

(一七) 著作権、特許、商標、その他知的財産面での振興支援。

(一八) 中小企業の新設促進のための施策、中小企業の存続または事業拡張、国内外の他事業との競争支援に係るその他の件。

中小企業振興行動計画の策定において事務所は、民間機関との連絡調整も実施する。

第三九条

中小企業振興行動計画に基づく遂行義務を有する政府部門、国家機関、国営企業は、委員会が規定した報告書式をもって、年に最低一回、委員会に業績を報告する。

第四〇条

第三七条に基づく中小企業振興行動計画に沿った遂行が目標を達成するため、及び計画遂行の成果の評価と当該行動計画の規定に資するため、中小企業振興行動計画に基づく遂行義務を有する政府部門、国家機関、国営企業は、中小企業に係るデータを集計、保証し、公開する。

第一段落に基づくデータの詳細は委員会が規定した様式に従う。

第一段落に基づく公開する情報は、中小企業の各業種ごとの全体図を示すデータでなければならない。ただしその件に利害関係を有する中小企業がその他の詳細データの公開を承諾した場合を除く。

政府部門、国家機関、国営企業は第一段落に基づき集計したデータを事務所に送付する。事務所は中小企業振興政策及び計画の策定のためそれらデータを蓄積し、状況報告及び中小企業振興行動計画の策定に利用する。

第四一条

第四〇条に基づく政府部門、国家機関、国営企業の中小企業に係るデータの作成に資するため、大臣は委員会の承認のもとに、第四〇条に基づき政府部門、国家機関、国営企業にデータを報告しなければならない中小企業、中小企業グループ、民間機関の種類を規定する省令の制定権限を有する。

第五章

国の振興・支援

第四二条

第三四条に基づき基金からの助成、振興、支援を望む中小企業、中小企業グループ、民間機関は、事務所、または運営理事会が委員会の承認のもとに基金マネージャーとして委託した金融機関、あるいは運営理事会が委員会の承認のもとに委託した政府部門、国家機関、国営企業に対し、予定する事業計画及びプロジェクトを示す詳細と共に申請する。

申請、助成・振興・支援、第一段落に基づく助成・振興・支援を受けられる中小企業、中小企業グループ、民間機関の資格は、省令で規定された原則・方法・条件に従う。

第四三条

第四二条に基づく助成・振興・支援の申請審査において、事務所は運営理事会の承認のもとに第三八条に基づく事業計画、プロジェクト、業務、基準と整合させながら配分を審査し、申請者である企業、企業グループ、民間機関の経済上の可能性、必要性、財務、投資、運転資金について考慮しなければならない。

第四四条

国家経済開発のため、中小企業に対し事業における能力、他の事業との競争力を持たせる振興及び開発のために、委員会は権利及び利益を供与すべき事業の種類・規模を規定する権限を有し、当該権利及び利益供与について権限義務を有する政府部門、国家機関、国営企業に対し、その権限義務に基づく遂行を検討するよう提言する。

第一段落に基づく提言においては、事業インセンティブとして供与する権利及び利益の詳細、その企業が権利及び利益供与を受けるにあたっての原則、条件、期間を明示する。

第六章

国の振興・支援の取消

第四五条

企業、企業グループ、民間機関の経営者が、第四二条に基づく助成、振興、支援を受ける権利を有するため、あるいは第四四条に基づく委員会の提言によって規定された権限義務を有する政府部門、国家機関、国営企業の権利及び利益供与を受けるために不正を働いたことが明らかになった場合、委員会はその企業、企業グループ、民間機関が受ける助成、振興、支援、権利及び利益供与の取消を命じる権限を有する。取消の期間は五年を超えないものとする。

第四六条

第四一条に基づきデータを報告しなかった中小企業、中小企業グループ、民間機関は、第四二条及び第四四条に基づく助成、振興、支援、権利・利益供与を受ける権利を失う。

委員会が第一段落に基づく助成、振興、支援、権利及び利益供与を打ち切るのが相応しいと判断した場合、事務所はその中小企業、中小企業グループ、民間機関の名を中小企業振興行動計画に基づく義務を有する、あるいは第四四条に基づく権利・利益供与で権限義務を有する政府部門、国家機関、国営企業にその権限義務に基づく遂行を検討するよう通知する。

第四七条

第一一条(五)(六)(七)(八)、第四四条に基づき委員会から提言を受ける、または第三九条、第四〇条、第四六条第二段落に基づき委員会が規定したところに従わなければならない政府部門、国家機関、国営企業は、委員会の提言または規定事項に従った遂行を検討しなければならない。委員会の提

言または規定事項に従えない場合は、その提言・規定事項あるいは委員会の命令を受け取った日から一五日以内にその事由の詳細を添えて委員長または委員長が委任した者に報告する。

委員長または委員長が委任した者が第一段落に基づく報告に対する措置が必要だと判断した場合、内閣の検討に付すため提出する。

第七章

罰則規定

第四八条

第一二条に基づく委員会の命令に従わなかった者は一万バーツ以下の罰金に処する。

付則

第四九条

この法令が施行された日から一八〇日以内に事務所設置、所長任命がなされるまで、工業振興局長が委員会及び運営理事会の委員・理事兼書記として職務を果たし、工業振興局が事務所の職務を果たす。